

26全宅連発政策第45号
平成27年2月27日

都道府県協会長 殿



(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会



政策推進委員長 小林



「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行日及び
「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」
のご案内について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

ご案内のとおり、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家対策法」）が平成26年11月27日に公布されましたが、今般、空家対策法の施行日を定める政令が公表されましたので、ご案内申し上げます。

また、空家対策法第5条では、国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を定めることとされており、今般、この基本指針が告示として公表されましたので、併せてご案内申し上げます。

貴協会におかれましては、傘下会員業者にご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 施行期日を定める政令 …… 1部
2. 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針
…… 1部

以 上

空家対策法に関しては、今後も各種情報が提供されることとなっております。
詳しくは、国土交通省HP「空家等対策の推進に関する法律関連情報」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html)
をご参照ください。